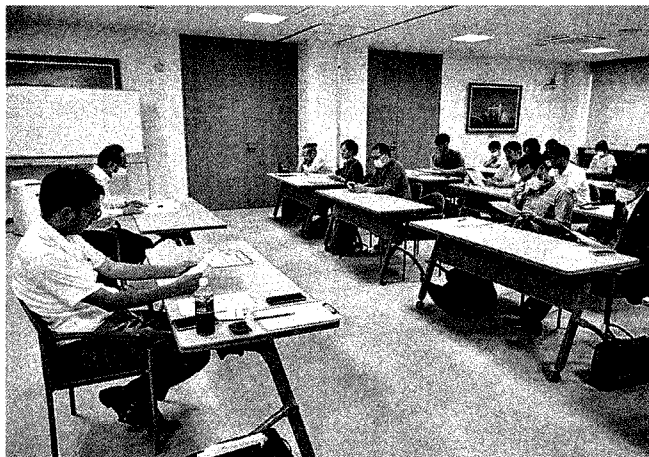


障害者らの再犯防止 支えたい



弁護士6人、社会福祉士20人が参加して行われた8月の勉強会。質問が付き、会合は2時間に及んだ

弁護士と社会福祉士 道南で勉強会

罪を犯してしまった高齢者や障害者の再犯を防ぎ社会復帰につなげようと、道南の弁護士と社会福祉士が、福祉的な観点から被疑者らを支援する事例の勉強会を8年前から続けている。こうした支援は「入り口支援」や「治療的司法」と呼ばれ、道内でも活動が広がるが、関係者による定期的な事例共有の場の開催は珍しい。勉強会では双方が事件と向き合った体験を語り、交流を深めている。

「暴力団との関係が示唆されたため支援を中止し、今は連絡が取れない。もう少し早く信頼関係が築けていたら、違ったかも」。8月下旬の平口夜、函館弁護士会館（上新川町）で、

市内の社会福祉士が参加者約30人を前に話っていた。窃盗で逮捕された高次脳機能障害のある男性への支援のケースで、社会福祉士は「思っていたより障害の程度が重かったのかもかもしれない」との声が上がった。勉強会の立ち上げに携わった、ゆあさ社会福祉士事務所（函館）の湯浅弥さん(62)によると、刑事事件についてはこうした支援を行うのは年間10件ほど。道警函館方面本部管内の年間の摘発件数の1%程度で、「活動に関係者に周知したい」という思いもある。春から参加する北斗市の社会福祉士、徳橋修翔さん(35)は「こうした活動があることは知っていたが、具体的な内容は勉強会で初めて聞いた。非常に勉強になる」と話した。

勉強会は、函館弁護士会と北海道社会福祉士会道南



定期的に事例共有 / 経費など課題も

入り口支援 障害や認知機能の低下などが理由で万引や窃盗、傷害などの犯罪を繰り返す人を、刑務所に入れるのではなく、捜査・公判段階から福祉や医療につないで再犯を防ぐ支援策。社会福祉士会が行う支援としては2011年に大阪で始まり、全国に広まった。弁護士やソーシャルワーカー、社会福祉士らが連携して更生支援計画を作ったり、対象者が釈放されるまでに就労先の調整などを行ったりする。刑務所を出てから福祉につなぐ「出口支援」よりも早い段階で社会復帰ができ、再犯防止に効果的とされる。

地区支部が2015年7月から数カ月毎に1回のペースで開いてきた。きっかけは14年に市内の福祉施設で重度知的障害のある男性が別の利用者をなぐって死なせたしまった事件。当時、湯浅さんが弁護士から依頼を受けて証人として出廷し、刑務所ではなく、福祉施設での支援の必要性を訴えた。こうした司法と福祉の連携の動きは道外でも始まっており、函館でもこの依頼を機に、両者のやりとりが始まったという。

当時はまだ事例も少なく、勉強会を始めた頃は数人の集まりだったが、最近では20〜30人が来るようになった。勉強会の企画を担当する湊法律事務所(北斗市)の鶴素直弁護士(38)は「全くの有志の集まりで、毎回こんなに参加者がいることに驚いている。犯罪者に福祉的なアプローチが必要だと認識は多くの人が持った。 (鹿内朗代)